



北海道

しかべちょう
鹿部町

第 14 号

2003年7月

議会だより



第二回定例会の概要

一般質問

意見書の提出

行政視察の報告

委員会の活動

6P 5P 4P 3P 2P

二千年前の石器などが出土された大岩 5 遺跡

平成15年 第2回定例会

平成15年第2回定例会は、6月17日に招集され、会期を2日間と決め、町長の行政報告のあと、一般質問を行いました。

又、条例・議案9件を審議し、全て原案どおり可決し、会期を1日残して閉会しました。

尚、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。

条 例

△鹿部町手数料条例の一部を改正する条例の制定
住民票などの交付手数料について改正した。

△鹿部町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定
利率を「年一分」から「年一%以内の規則で定める率」に改正した。

【以上二件

原案どおり可決】

補正予算

△一般会計

歳入歳出それぞれ八百六十七万七千円を追加し、予算総額を二十八億三千八百六十七万七千円とした。

内容は、(仮称)大岩会館新築事業の実施設計委託料四百八十四万千円の追加、七飯町・鹿部町任意合併協議会負

担金八十二万九千円の追加等である。

【原案どおり可決】

報 告

△平成十四年度鹿部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

次の事業三件について、翌年度へ繰り越す旨、報告を受けた。

①奥地林道常呂線災害復旧事業(繰越額)二千七百十四万円

②奥地林道鹿部川線災害復旧事業(繰越額)千四百六十二万円

③その他林道ムサワ線災害復旧事業(繰越額)三百三十二万六千円

△鹿部町土地開発公社の平成十四年度決算並びに平成十五年予算等の報告

地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づき報告があった。

諮 問

△人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
次の方を人権擁護委員に推薦することに異議がない旨回答した。

氏名Ⅱ 鈴木 昌志氏
住所Ⅱ 字宮浜二八五番地

の十一

同 意

△鹿部町名誉町民の推挙

社会福祉法人渡島福祉会名誉理事長 山崎久三氏を名誉町民とすることに同意した。

◎主な功績

昭和五十一年十月に社会福祉法人・渡島福祉会を設立して、重度身体障害者更生援護施設「渡島リハビリテーションセンター」のオープンに当たり、当時、道職員であった氏は、数々の難題の解決に真摯に対応され、道職員退職後は常任理事、昭和六十二年には理事長に就任して数多くの功績を残されました。

現在では、北海道でも有数の社会福祉総合施設に成長させ、社会福祉法人・渡島福祉会の行う広範囲に及ぶ福祉施設の設置と経営を成功させた偉業は、本町の発展振興というこの上ない恵みと福祉の向上に多大な貢献をされました。



議場にて

一般質問

第2回定例会での一般質問は、1名の議員から1件の事項について質問がありました。

質問、答弁の趣旨をまとめ、項目順に紹介します。

幼稚園駐車場の整備を

(質問者) 盛田 鉄次 議員

宮浜団地解体跡地は、駐車場として利用されておりますが、採石を敷いただけの簡単なものであるため、きちんと駐車されていないのが現状です。

交通安全上、危険でありますので、早急に舗装等、整備が必要だと思います。

また、駐車場から園舎までの通路の幅が非常に狭いために、雨天のときには、傘と傘がぶつかり、交差できない状況でありますので、屋根を付けるなど、何らかの措置が必要だと思いますが、町長の考えを伺いたい。

利用状況調査後、整備検討

(答弁者) 松本 豊勝 町長

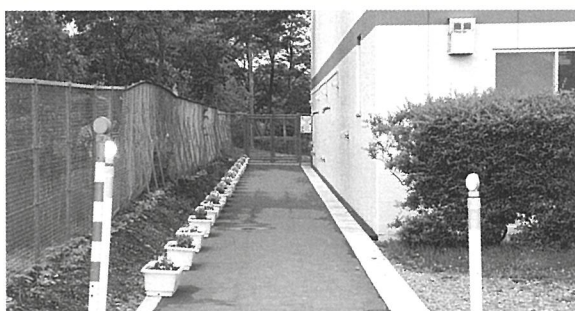
一つ目の質問は宮浜団地解体跡地の駐車場としての利用についてであります。利用状況は、ご指摘のとおりであります。

当初より車の駐車や通行について懸念しておりましたが、現在の道路利用状況や駐車状況、冬期利用状況の経過を見て、十分な調査をした上で今後整備をして参りたいと考えております。

また、駐車場から幼稚園までの連絡路屋根設置についてのご質問ですが、現在の利用状況については、ご指摘のとおりであります。連絡路の設置については、現状を考慮し当初より検討して参

りましたが、連絡路拡幅整備は既施設の解体移転・整備が伴い事業費が多額となります。ご承知のとおり、町の財政は極めて厳しい状況であることから、現在の幅二メートルで整備したところでありますので、ご理解とご協力をお願いするところであります。

なお、今後は保護者へのご理解をお願いし、利用について検討して参りたい。



公民館横の連絡路



採石を敷いただけの幼稚園駐車場

意見書の提出

議会提案により、次の意見書を可決し、
関係省庁へ提出しました。

三十人以下学級実現等 教育予算の充実に、義務 教育費国庫負担法の 堅持を求める要望意見 書

教育の機会均等と義務教育
無償の原則は、憲法で定めら
れており、義務教育を保障す
ることは、国の重要な責任で
もあることから、義務教育費

国庫負担法には、「国が必要
な経費を負担することにより、
教育の機会均等とその水準の
維持向上を図ることを目的と
する」と定めております。

また、教育基本法には、
「教育が不当な支配に服する
ことなく、国民全体に対し直
接に責任を負って行われるべ
きものであること」など、理
念・精神が十分に達成される
べく教育行政の不断の努力が
求められております。

現在政府が検討中の学校事
務職員・栄養職員をはじめと
する教職員の給与費国庫負担
適用除外や負担割合の引き下
げは、義務教育を支える国と
地方の基本的な役割分担を損

ね、地方自治体の財政を一層
逼迫させることになり、ひい
ては保護者負担の増大につな
がります。

また、深刻化するいじめ・
不登校問題を解決するため
は、三十人以下学級を基本と
したゆとりある教職員の定数
配置が必須でありますので、
次の事項の実現を図られるよ
う強く要望します。

記

一、実効性のある教育改革実
現のために、予算措置を
ともなう総合的な教育計
画を策定すること。

二、国庫負担の削減方針を撤
回し、義務教育費国庫負
担法を堅持すること。

三、学校事務職員・栄養職員
を義務教育費国庫負担制
度の対象職員として堅持
すること。

四、三十人以下学級を早期に
実現すること。

五、学校教育法二十八条「た
だし書き」と、同法百三
条を削除すること。

六、教科書の無償制度を継続
すること。

七、私学助成の確保及び大幅
な増額を図ること。

「三位一体の改革」の早 期実現に関する意見書

現下の地方財政は極めて危
機的な状況にある。

このような状況に至った背
景には、バブル経済崩壊後の
景気低迷により大幅な税収不
足が生じたほか、国の景気対
策による公共事業の追加や地
方税を含めた政策減税の実施
等、国の財政運営に伴い地方
財政においても財源不足が拡
大したという問題がある。

かかる危機的な財政状況を
打開するためには、もとより
地方も国とともに徹底した行
財政改革を推進すべきである
が、我々は、財政構造改革の
真髄は、地方税財政制度を地
方分権時代に相応しいものに
切り換えていくことにありと
考える。

現在、三位一体の改革につ
いては、「骨太の方針第二弾」
に基づき経済財政諮問会議に
おいて六月末を目標に改革案

を取りまとめるべく、大詰め
の検討作業が進められている
ところであるが、三位一体の
改革は、あくまでも地方分権
の理念の実現を基本に据えて
推進していくべきものと考え
る。

そのためには、歳出面にお
いて国の関与の廃止・縮減に
より地方の自由度を高めると
ともに、歳入面においても、
受益と負担の関係の明確化を
図る観点から地方歳入に占め
る地方税の割合を高めていく
ことが重要である。

よって、政府・国会におい
ては、国から地方への税源移
譲を基軸に、国庫補助負担金
を廃止・縮減し、地方交付税
については、地方公共団体が
標準的な行政水準を確保でき
るための財源保障は国の責務
であるとの観点から地方交付
税制度を堅持する立場に立ち、
三位一体の改革は同時併行で
一体のものとして相互にバラ
ンスを図りながら進めていく
よう強く要望する。

行政視察の報告

議員の視察研修は、議員全員で
任期中二回実施することになって
います。

【実施日】

平成十五年六月二十四日

【視察地】

石川県 押水町

【視察事項】

介護保険について

【押水町の概要】

押水町は、人口 八千九百
三十八人、面積が五三・四二
m²の石川県中央部、能登半島
の南端に位置する町である。

産業では、農業を中心とし
ており、宝達葛、イチジク等
が主要特産物である。

近年、庁舎内LANにより、
会議室の予約や財務会計など、
全て電子決済で行い、ペー
パレス化を図っている。

【介護保険について】

一、高齢化率、第一号被保険
者数について

押水町の高齢化率は、二
三・六％。石川県全体では、
一九・九％である。

加賀地区よりも、能登地区
が高齢化率が高く、三〇％を
越える地区もある。

第一号被保険者数は、二千
六十人である。

二、介護保険料について

全国的に今年四月から改正
され、鹿部町では、基準月額
(第三段階)で、三千三百円
から三千五百円に二百円値上
げしている。

押水町においても、基準月
額(第三段階)で、二千七百
四十円から三千四百四十円に
七百元値上げしている。

四、介護保険料の収納状況

区 分		14年度	13年度	12年度
特 別 徴 収 料 保 険	現 年 度 分	100.00%	100.00%	100.00%
	滞 納 繰 越 分	—	—	—
普 通 徴 収 料 保 険	現 年 度 分	97.54%	97.99%	98.24%
	滞 納 繰 越 分	44.26%	21.68%	—

三、要介護認定者数等

押水町における要介護(要
支援)の認定者数は、二百五
十人で、内訳は、要支援五十
人、要介護一 四十三人、要
介護二 五十人、要介護三
三十七人、要介護四 三十人、
要介護五 四十人である。

この内、サービス受給者数
は二百一人で、居宅介護(支
援サービス)受給者が百十五
人、施設介護サービス受給者
が八十六人となっている。

五、デイサービスセンターの概要

今年五月一日より、町民セ
ンター内に、押水デイサービ
スセンターを開設している。
施設の概要は次のとおりで
ある。

(名称)

押水デイサービスセンター

(総事業費)

十五億四千六十六万五千円

(延べ床面積)

四、六二九・二二m²

内訳

保健福祉部門

一、八五五・三四m²

デイサービス部門

五二八・〇五m²

診療部門

三〇二・二二m²

生涯学習部門

一、九四三・六〇m²

(構造)

鉄筋コンクリート造

一部二階建

(事業主体)

社会福祉法人

押水町社会福祉協議会



5月に開設されたデイサービスセンター



押水町役場 会議室

委員の活動

総務経済常任委員会

所管事務調査

水道事業会計の運営
状況及び水道施設の
管理について

【調査実施日】

平成十五年五月七日

【調査方法】

担当者より説明を受け、現地調査実施後、質疑を行った。

【調査の結果】

水道事業会計では、浄水場施設の改修工事を平成三年度～八年度で実施しており、それに伴う企業債償還が平成九年度より開始され、これにより赤字会計へ転換となったわけだが、赤字解消を図るため、平成十二年四月に水道料金を値上げしている。

当初の計画では、この料金改定により、平成十四年度で

の赤字解消を見込んでいたが、機構改革による人件費の削減、大規模工事の抑制等により、平成十三年度には黒字転換となったところである。

しかし、黒字には転換したものの、企業債の未償還残高が十四年度末で九億千八百四十四万七千円、また、浄水場施設の老朽化に伴う改修等、将来的に多額な資金が必要となることから、従来以上に経費節減に努め、黒字会計を維持し、健全な運営をされるよう望むものである。

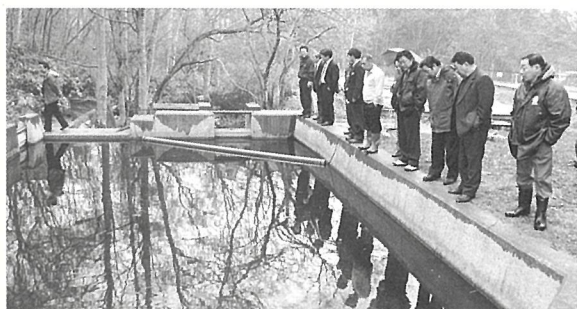
なお、施設の概要は、次のとおりである。

施設の概要

主 な 施 設	取水施設	取 水 認 可 数 量	3,630m ³ /日
	ろ過施設	ろ 過 池 面 積	132m ² × 6 池
		ろ 過 速 度	4 ～ 5 m
		ろ 過 水 量	3,300m ³ /日
	配水池 17時間分/日	1 号	567m ³
		2 号	566m ³
		3-1号	383m ³
		3-2号	480m ³
		湯 ノ 沢	150m ³
		大 和 リ ゾ ー ト	250m ³
	導水管	φ 250mm	3,927m
	配水管	最大口径 φ 200 mm	65,920m



浄水場施設内



取水池

民生文教常任委員会

所管事務調査

給食センターの管理運営について

【調査実施日】

平成十五年五月七日

【調査方法】

現地調査実施後、提出のあった資料に基づき、担当者より説明を受け、質疑を行った。

【調査の結果】

当町における学校給食は昭和四十年四月に開始され、現在の給食センターは、昭和五十三年に建設、現在二十四年が経過している。

施設の概要は、敷地面積三、四七四㎡、建物面積一三〇・六坪、鉄筋コンクリート平屋建てとなっている。

現在、給食センターの職員

は七名で、勤務時間は七時五十分から十六時二十分までとなっており、作業工程は、調理作業が八時から十一時半、配送が十一時二十分から、食器の回収及び洗浄は十三時から十六時二十分となっている。年間の給食日数及び配食数については、別表一のとおりである。

運営については、運営委員会を設置しており、学校長二名、学校教員二名、PTA会長二名、地域の代表者八名、幼稚園の代表者三名の計十七名で構成されている。

今年度における改修工事は、外壁剥離による窓下塗装改修など六百万円が予算計上されている。

別表 1

区 分	年間給食日数	配食数
中学校	190日	207食
小学校	190日	330食
幼稚園	152日	141食
合 計	—	678食



正面玄関横の窓下



各委員会の閉会中の所管事務調査

各常任委員会及び議会運営委員会が九月定例会までの閉会中に、次の事項について調査します。

◆総務経済常任委員会

一、林道整備事業と漁場環境について

二、海岸線（町内一円）の状況について

◆民生文教常任委員会

一、茅部地区リサイクルセンター（仮称）建設に伴う事業計画について

◆議会運営委員会

一、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について

二、議長の諮問に関する事項について

議会のうごき

4 月

- 18日 町内会連合会定期総会（議長出席）
- 22日 漁港整備促進協議会（議長外各議員出席）
- 24日 監査委員より平成14年3月分の出納検査報告書を受領
- 25日 議会だより編集特別委員会

5 月

- 7日 民生文教常任委員会所管事務調査
 - 〳 総務経済常任委員会所管事務調査
- 16日 渡島東部消防事務組合臨時会（南茅部町・関係議員出席）
- 19日 茅部地区衛生施設組合臨時会（砂原町・関係議員出席）
- 20日 商工会通常総会（議長出席）
- 23日 監査委員より平成15年4月分の出納検査報告書を受領
- 29日 渡島福祉会理事会（議長外関係議員出席）

6 月

- 2日 温泉観光協会定期総会（議長出席）
 - 〳 水産物未利用資源有効利用推進協議会（砂原町・関係議員出席）
- 3日 渡島廃棄物処理広域連合議会（上磯町・議長外関係議員出席）
- 4日 戦没者慰霊祭（議長出席）
 - 〳 議員全員協議会
- 6日 渡島総合開発期成会定期総会（函館市・議長出席）
- 11日 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市・議長、局長出席）
- 13日 豊浦町視察来町、議会運営委員会
- 14日 北海道新幹線建設促進総決起大会（函館市・議長外各議員出席）
- 17日 第2回定例会
- 20日 監査委員より平成15年5月分の出納検査報告書を受領
- 23～26日 議員行政視察（石川県）
- 27日 七飯町・鹿部町議会議員連絡会議（七飯町・議長外各議員出席）
- 30日 第1回任意合併協議会（議長外関係議員出席）

編集後記

いよいよ夏に突入です。当町では、昆布漁も最盛期に入り、浜には活気が溢れています。

子供たちは、夏休みに入り、昆虫採取、海水浴など夏を満喫することと思います。が、楽しみが多い分、事故が多いのも、この季節です。

交通事故や怪我には十分気をつけ、季節の恵みを大いに味わい楽しい思い出を作ることを願います。

八月十五～十六日には、恒例の海と温泉のまつりが開催され、町内外から多数の方々が当町を訪れ賑わうことでしょう。町民の皆様におかれましては、健康に十分留意され、当町の一大イベントを楽しんでいただきたいと思います。

◎議会だより編集特別委員会

委員長 笠原 賢
副委員長 浦 梅吉
委員 盛田 鉄次
〳 千葉 光義
〳 中川 一